



お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

KENSHIN ANNUAL REPORT 2024

【お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い】

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しております。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めております。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みを順次行っております。

このように、お客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

お客さまへの確認事項

個人のお客さまの場合

- ① 氏名、住所および生年月日
- ② ご職業およびお勤め先
- ③ お取引目的 等

法人のお客さまの場合

- ① 法人の名称および本店または主たる事務所の所在地
- ② 法人の代表者などご来店された方（ご担当者）の氏名等
- ③ 事業内容
- ④ お取引目的
- ⑤ 実質的支配者 等

※議決権保有比率が25%超等の個人の方の氏名、住所、生年月日等（一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける個人の方の氏名、住所、生年月日等）を確認させていただきます。

お客さま情報は、郵送のほか、店頭取引時や訪問時に確認させていただきます。

上記以外の内容についても、お伺いさせていただく場合がございますので、ご回答へのご協力をお願いいたします。

金融機関を騙った詐欺にご注意ください！

お客さまの情報確認にあたって、当組合職員が電話で暗証番号や各種パスワード等をお尋ねすること、当組合が電子メールやショートメッセージ（SMS）で暗証番号をお尋ねすること、ウェブサイトに誘導したうえで暗証番号の入力を求めることは一切ございません。金融機関や警察、銀行協会等を騙る詐欺に十分ご注意ください。

■関連サイト

- 金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」
<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>
- 一般社団法人 全国信用組合中央協会ホームページ「信用組合をご利用の皆さまへ」
<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

■お問い合わせ

各お取引店またはリスク管理部お客様相談室（0120-310-206）
受付時間 9:00～17:00（土日・祝日および金融機関の休日を除く）